

2007 年 10 月 1 日
スカパーJSAT 株式会社

秋田県能代市における台風 11 号および前線による被災者への 10 月請求分の視聴料免除について

スカパーJSAT 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：仁藤 雅夫）の 100%子会社である株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（本社：東京都渋谷区、代表取締役 執行役員社長：仁藤 雅夫）および CS 衛星放送事業に関わる 108 社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：植村 伴次郎）は、標記に関し、本日、共同で添付のプレスリリースを行いましたのでお知らせいたします。

2007 年 10 月 1 日
社団法人衛星放送協会
株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ

秋田県能代市における台風 11 号および前線による被災者への
10 月請求分の視聴料免除について

CS 衛星放送事業に関わる 108 社が組織する社団法人衛星放送協会(事務局:東京都港区、会長:植村 伴次郎)と株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長:仁藤 雅夫)は、台風 11 号および前線による大雨被害で秋田県において災害救助法が適用された市町村で「スカパー!」及び「e2 by スカパー!」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、10 月請求分(月額基本料¹、スカパー!及びe2 by スカパー!の PPV を含む月額視聴料、月刊ガイド誌料)を免除することを決定しました。

記

1. 免除対象地域(2007 年 9 月 27 日報において 2007 年 9 月 17 日に遡及し適用された地域)
秋田県能代市(あきたけん のしろし)
2. 免除となる料金の内訳
月額基本料¹、視聴料²(スカパー!及びe2 by スカパー!の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます) 月刊ガイド誌料
3. お客様からの問い合わせ先
ご相談専用ダイヤル
TEL: 0120-085-550(10:00~20:00、無休)

1 スカパー!及びe2 by スカパー!の月額基本料となります。

2 金額は、お客様の視聴契約内容によって異なります。